# まなび@R パーソナルスクール　講座および各種プログラム受講規約・キャンセルポリシー

第１条（適用範囲）

本規約は、株式会社クレオテック（以下、「クレオテック」といいます。）が主催するすべての講座（以下、「プログラム」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

第２条（受講の申込み）

プログラムの受講申込みは、クレオテックが定める所定の方法に従って行うものとします。

第３条（受講料の額）

受講料の額は、プログラムごとに別途定めるものとします。

第４条（決済方法）

プログラム受講料（以下、「プログラム代金」といいます。）の決済方法は受付窓口での現金納入に限り、プログラム当日にお支払いいただくものとします。（釣銭のご用意はございません。）

第５条（受講料の返金）

受講者の都合によるキャンセル、遅刻または途中退席の場合、既にお支払いいただいたプログラム代金は返金いたしません。ただし、クレオテックまたは講師の都合によりプログラムを予定どおり実施できなかった場合は、第 8 条の定めに従い、延長、振替、料金の減額、キャンセルまたは返金等の方法により対応します。

第６条（キャンセル）

1. お申込み済みのプログラムをキャンセルする場合は、原則として受講日の前日までにクレオテックへご連絡ください。

2. 受講者の都合によりキャンセルする場合、次の区分に応じてキャンセル料が発生します。

（1）受講日前日までのご連絡：キャンセル料なし

（2）受講日当日の午前 11 時 30 分までのご連絡：キャンセル料なし

（3）受講日当日の午前 11 時 30 分を過ぎ、プログラム開始時刻までのご連絡：プログラム代金の 50%

（4）プログラム開始時刻を過ぎてからのご連絡、またはご連絡がない場合：プログラム代金の 100%

3. キャンセルのご連絡は、クレオテックが指定する方法により行うものとし、クレオテックが受信した時刻をもって受付時刻とします。

4. キャンセル料は、当該プログラムの受講予定月の末日までに、クレオテックが指定する方法によりお支払いください。

5. 当日キャンセル、開始時刻後のキャンセルまたは無断欠席が繰り返された場合、以後のお申込みをお断りすることがあります。

6. 受講者の都合によるキャンセルには、原則として本条を適用します。ただし、地震、台風その他の天災地変により、プログラムへの参加が困難である場合は、この限りではありません。

第７条（遅刻）

プログラムへの遅刻が予想される場合、速やかにクレオテックまでご連絡いただくものとします。

プログラム開始時刻から 30 分を経過しても来場がなく、かつ事前の連絡がない場合は、無断キャンセルとして取り扱うことがあります。

30 分以上遅刻した場合、プログラムの進行状況等により受講をお断りすることがあります。この場合、プログラム代金の減額または返金はいたしません。

なお、無断遅刻が繰り返された場合、次回以降のお申込みをお断りする場合がございます。

遅刻をされた場合、授業の延長やプログラム代金の割引、返金は一切いたしかねます。

第８条（クレオテックまたは講師の都合による変更・開始時刻遅延・中止）

1. 講師の体調不良、事故その他クレオテックまたは講師の都合により、プログラムを予定どおり実施できない場

合、クレオテックは、申込み時に登録されたメールアドレスその他クレオテックが指定する方法により、速やかに受講者へ連絡します。
2. クレオテックまたは講師の都合によりプログラムを実施できない場合は、可能な範囲で別日への振替または代替講師による実施を調整します。振替または代替講師による実施ができない場合は、当該プログラムをキャンセルとし、プログラム代金はいただきません。
3. クレオテックまたは講師の都合による受講日当日の中止については、次の区分に応じて対応します。
（1）受講日当日の午前 11 時 30 分までに中止が決定した場合：原則として、別日への振替または代替講師による実施
（2）受講日当日の午前 11 時 30 分を過ぎ、プログラム開始時刻までに中止が決定した場合：次月受講するプログラム 1 回分（1 コマ）の代金を 50%減額
（3）プログラム開始時刻を過ぎてから中止が決定した場合、または開始時刻を過ぎても講師と連絡が取れず、プログラムを実施できない場合：次月受講するプログラム 1 回分（1 コマ）の代金を 100%減額
4. 前項第 2 号および第 3 号の減額は、中止となったプログラムと同一の受講者が次月受講するプログラム 1 回分（1 コマ）に適用します。減額額は、中止となったプログラムの受講時間およびプログラム代金を基準とします。
5. プログラム開始時刻になっても講師が来場していない場合で、講師が来場することが確認できたときは、開始予定時刻から実際にプログラムを開始した時刻までを「開始時刻遅延」として取り扱います。
6. 開始時刻遅延が 10 分以内の場合は、クレオテックから講師に対して厳重に注意したうえで、原則として遅れた時間分を延長し、予定していた受講時間を確保します。この場合、プログラム代金の減額または返金は行いません。
7. 開始時刻遅延が 10 分を超える場合は、受講者の意向を確認したうえで、次のいずれかの方法により対応します。
（1）当日の受講を希望する場合：プログラムを短縮して実施し、次項の定めに従ってプログラム代金を減額
（2）当日の実施を取りやめる場合：別日へ振替
（3）当該プログラムをキャンセルする場合：プログラム代金はいただきません。既にお支払い済みの場合は返金します。
8. 前項第 1 号によりプログラム代金を減額する場合は、開始時刻遅延の時間を 10 分単位で切り上げ、その時間分のプログラム代金を減額します。例えば、13 分遅れた場合は、20 分の遅れとして取り扱います。
9. 減額後のプログラム代金に 100 円未満の端数が生じた場合は、受講者に不利益とならないよう、その端数を切り捨てます。
10. 地震、台風その他の天災地変によりプログラムを実施できない場合は、当該プログラムをキャンセルとし、プログラム代金はいただきません。この場合、第 3 項に定める次回プログラム代金の減額は適用しません。

第９条（秘密保持）

受講者は、プログラムの受講にあたり、学校法人立命館またはクレオテックが開示する技術上、営業上その他業務上の情報および他の受講者に関する個人情報またはプライバシー情報を秘密として取り扱い、許可なく第三者に開示または使用してはならないものとします。

第１０条（遵守事項）

受講者は、プログラムを受講するにあたり、以下の事項を遵守するものとします。
（１）クレオテック及び講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
（２）講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、クレオテック及び講師に一切の責任を問わないこと
（３）講座の内容につき、録音又は録画を行わないこと

第１１条（受講資格の取消し等）
次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、クレオテックは、当該受講者の受講資格を取り消し、または以後、クレオテックが運営するまなび@R のプログラムへの申込みおよび参加をお断りすることがあります。
（1）本規約又は法令に違反した場合
（2）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
（3）クレオテックまたは学校法人立命館が保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
（4）クレオテック、学校法人立命館またはこれらの関係者に対し、誹謗中傷その他権利もしくは利益を侵害する行為を行った場合
（5）受講申込その他クレオテックに伝えた情報に虚偽の内容がある場合
（6）クレオテックまたは学校法人立命館の事業活動を妨害し、またはそのおそれのある行為を行った場合
（7）学生講師に対する個人的な情報の問合せが確認された場合
（8）まなび@R を介さない学生講師との個別契約（個別指導等）を行った場合（学生講師もペナルティの対象となります）
（9）学生講師への危害、またはハラスメント行為を行った場合
第１２条（地位の譲渡）
受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切認められません。
第１３条（損害賠償）
受講者は、本規約または法令に違反したことにより、クレオテック、学校法人立命館、講師その他の第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。
第１４条（保険の加入）
通学時の事故などに備え、必要に応じて受講者の責任において保険へ加入してください。クレオテックの故意または過失による場合を除き、受講者に生じた損害について、クレオテックは責任を負いません。
第１５条（免責事項）
プログラムの遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失または消失その他プログラムに関連して受講者または第三者に生じた損害について、クレオテックの故意または過失による場合を除き、クレオテックは責任を負いません。
第１６条（条項等の無効）
本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、他の条項の効力は影響を受けないものとします。
第１７条（協議事項）
本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。
第１８条（本規約の改定等）
クレオテックは、本規約を随時改定できるものとし、改定内容については速やかに受講者に通知するものとします。
なお利用者に大きな影響を及ぼす変更がある場合、あらかじめ合理的な告知期間を設けるものとします。
2024 年 11 月 11 日制定
2026 年 10 月 30 日改定
2026 年 12 月 1 日施行